

「補聴器」を用いても警音器（10mの距離で90db）の音が聞こえない方

の条件等変更等手続きについて

（大型自動二輪・普通自動二輪・小型特殊・原付免許は対象外）

臨時適性検査と安全教育の実施

運転免許試験場又は東三河運転免許センターへ
臨時適性検査の予約を下さい。
予約先は（注1）を参照

運転免許試験場又は東三河運転免許センターで臨時適性検査と安全教育を実施

◎ 運転技能の確認

特定後写鏡等の適切な活用について実車による確認

◎ 技能及び知識の指導

危険を認知できない道路交通状況等について実車による指導と安全教育を行います。

◎ 対応免許種別（準中型一種、普通一種）

上位免許種別がある方は、一部取消し等の申請をして頂きます。

免許証の条件は「特定後写鏡等」になります。

◎ 運転する場合の条件

①特定後写鏡等の使用 ②聴覚障害者標識の表示

（注1） 運転免許試験場 安全運転相談室 電話 052-801-3211

E-mail sikenjy@police.pref.aichi.lg.jp

東三河運転免許センター 電話 0533-85-7181

E-mail tousan@police.pref.aichi.lg.jp